

14.1イ-25



1200601120336

行刊回一月毎

島根縣勸業雜報

第貳號

- 告示
- 通信
- 插木問答
- 葛蔓芋の製造
- 家禽コレラの豫防
- 殺虫用石油及石鹼
- 蠶蛆豫防法
- 雜件
- 農家ノ勤儉ヲ論ス
- 仁多郡横田町農談會筆記
- 成繭解舒法
- 煙草の作法
- 甘藷蟲
- 家禽の糞
- 牝雞産卵法
- 本課記事



始



例言

此の冊子は勸業に關する諸説方法通信其の他の事項を登載して
毎月一回之を刷出し廣く當業者の参照に供するものとす故に内
外を問はず今古を論せず難採汎録すれば瑕瑜の互見するを免れ
難し事の可否の如きは覽者之を取捨せよ
凡何人を問はず勸業上利弊得喪に關し見る所あらは通報を咨ま
す以て採輯の料に資せよ但當さに奇文彫章は主とする所にあら
すして行文平夷解し易きを尙ふことを知るへし
凡通信は原文に従ふと節略刪正するとは一に編者の意に在り又
時としては意見を附することあるへし
此の冊子中特に氏名を掲ぐるものは其の人一己の意見に止る説
の可否は編者之を保せず

島根縣勸業雜報第二號

告示

甲告第二百十九號

明治十六年

七月一日ヨリ左之通更正ス

第二章

第一條 觀客ハ先ツ下通券賣捌所ニ於テ通券ヲ求メ

第十三字及

陳列場入口ニ於テ下之ヲ監守ニ示シノ七字ヲ削リ

通券ヲ受取

リノ六字ヲ挿入シ但書滿五歳云々ノ全文ヲ削リ通

券料ヲ要セ

スト改ム

第二條

削除以下每條操上ク

第六條

原第七條但書借覽ノ時間ハ下開場時限ト同様タルヘシト

アルヲ監守

人ノ指揮ニ從フヘシト改ム

本則中勸業課出張所

トアル出張所ノ三字ヲ削ル

右告示候事



明治十七年六月廿七日

島根縣令藤川爲親

二

左ノ勤儉論ハ余カ客年ノ夏歸省ノ際親ク農家ノ實況ヲ視テ
起草セシモノニシテ其ノ事ト共ニ稍舊稿ニ屬スト雖今之ヲ
本縣下ノ農家ニ照スニ亦其ノ情況ヲ同ウスルモノアルカ如
シ掲ケテ以テ一察ニ供ス
課員 藤岡直藏

農家ノ勤儉ヲ論ス

勤儉ハ經濟法ノ要訣ニシテ人勤メテ儉ナレハ則富ミ惰リテ奢レ
ハ則貧シ古今内外家ニ盛衰ノ別アリ國ニ強弱ノ差アルモノ皆此
ノ原則ニ出テス勤勉ノ至緊ニシテ儉約ノ至要ナル實ニ如此豈慎
マサルヘケンヤ謹ミテ惟ミルニ我神聖ナル
天皇陛下ハ夙ニ勅慮ヲ勤儉ニ注カセラレ明治十二年降スニ冗費
ヲ省キ簡實ニ就キ民生ヲ厚クシ事業ヲ勤ムヘキノ詔ヲ以テセラ
ル臣民タルモノ孰カ此ノ 仁恩ニ感セサルモノアラシヤ

昔時農家ノ勤且儉ナル朝ニ星ヲ戴キ夕ニ月ヲ踏ミ寒耕熱耰常ニ
粗衣ヲ衣麩食ヲ食ヒ以テ其ノ分ニ安セシカ時事一變外交開ケシ
以來人心頓ニ輕浮ニ走リ虛飾ノ風先都會ニ發リテ漸次僻郷ニ及
ヒ適米價ノ騰貴ニ際シ一時餘財ヲ囊底ニ得テヨリ自然己ノ分限
ヲ忘レ忽奢侈ノ念ヲ生シ葦笠ハ變シテ絹傘トナリ草鞋ハ化シテ
革靴トナリ綿布ハ絹布トナリ麥飯ハ米飯トナリ濁醪清酒ト易リ
澁茶煎茶ト換ル等大ニ生計ノ度ヲ進メタルコモ拘ハラス彼ノ稼
穡ノ本業ハ反リテ大ニ怠慢ニ流レタルノ實アリ而シテ私ニ謂フニ
時ノ如キ低度ノ境遇ニ甘スルハ野蠻ノ陋俗ナリシト焉ソ知ラソ
今日噬臍及フナキノ悔アラントハ
嗚呼物産既ニ開ケ智識既ニ進ミ然後生計ノ度ノ上達スルハ當然
ノ順序ニシテ是ソ寔ニ開明ノ良風ナルヘシト雖苟モ然ラズ物産
未開ケズ智識未進マス而シテ獨生計ノミ進スルモノハ是唯皮
相ノ開化ノミ眞ノ開明ニハアラサルナリ譬ハ今甲乙二家アリ各

三

一千圓ツ、ノ歳入アリ衣食ニ要スル歳出亦各五百圓ツ、ト仮定
シ甲家ハ勤勉ノ功ヲ積ミテ歳入二千圓ニ増加シ隨ヒテ衣食ニ要
スル歳出亦一千圓ニ増加セハ全ク五百圓丈生計ノ度ヲ進メタル
モノニシテ他人富家ト美ミ智者ト賞セン之ニ反シ乙家ノ歳入ハ
依然一千圓ニ止リナカラ衣食ノミ甲家ト比肩シ怠慢ノ風却リテ
之ニ加ハリ歳出頻ニ増シテ歳入隨ヒテ減セハ他人貧家ト訕リ愚
者ト笑フノ理ハ三尺ノ童子モ尙能ク之ヲ知ラソ而シテ今農家ハ
殆之ニ類スルモノアルハ何ソヤ余ノ最解セサル所ナリ宜乎一朝
米價ノ下落ニ遭ヒテ農家ノ困難日ニ月ニ甚キヲ聞クカ如キハ納
税ノ義務スラ果ス克ハサルモノアリト蓋其ノ原因タル別ニ一個
ノ止ムヲ得サルモノアリト雖抑亦一時ノ暴富ニ乘レテ奢侈ニ流
レタルノ反動ハ忽大ニ購買力ヲ市場ニ減シタルノ影響モ其ノ中
ニ居ルヘシ語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ農家今日ノ困難ハ自招キタル
モノ其ノ半ニ在リト評センモ敢テ不當ニアラサルナリ

億フニ農家ハ前車ノ覆ルヲ見テ今ヨリ本業ニ勤勉シ奮ヒテ衰運
ノ挽回ヲ圖ルナラント雖習慣ノ去リ難キハ人情ノ常ナリ况ヤ一
且口美味ニ饜キ身輕衣ニ温リタルノ習慣ハ容易ニ破リ難キオヤ
故ニ余ハ斷シテ言ハントス其ノ破リ難キヲ破リ以テ非常ノ節約
ヲナスニ非レハ今日ノ困難得テ免ル可ラスト斯ク言ヘハトテ余
ハ徒ニ守錢奴タルヲ望ムモノニ非ス又永ク低度ノ生計ニ甘スル
ヲ欲スルモノニモ非ス管ニ之ヲ望ミ之ヲ甘セサルノミナラス宛
費ヲ省キ簡質ヲ主トシ專ラ資金ヲ營業上ニ活用シ大ハ道路港灣ノ
修築學校病院建設ノ事小ハ山林ノ栽培水産ノ保護種畜牧畜養蠶
製絲ノ業ニ至ルマテ開利殖益ノ實皆舉リテ然後知識ト共ニ生計
ノ度ヲ進メソコ余カ希望セテ止マサル所ナリ是蓋勤儉ノ本義ニ
シテ亦以テ明治昭代ノ民タルニ背カサラン歟聊感スル所アリ
テ之ヲ草ス

○通信

仁多郡勸業通信委員報

稻 兩郡とも生育充分にして虫害等の絶えて聞かざる所なり
 大麻 と播種以來氣候の不順なるも拘はらす能く繁茂し是亦
 虫害なしといふ
 春蠶 孵化以來氣候不順なりしも幸に害状なく發育し各地とも
 近年無比の豊作なりし
 夏蠶 二三眠の期も及ぶまで連日の陰霖にて自然生育充分なら
 ざる如し
 柞蠶 本年始て兩郡も試養したり其の景況と聞くに仁多郡も於
 てと龜嵩町村と第一と一三成三所村之に亞く而して此の各地も
 て飼養せる蠶之凡三百万頭も下らす其の他彼も三十萬此も五十
 萬と處々飼養せるを以て一郡内総計は殆測る可らざる程も達せ
 り大原郡各村の飼養高も亦萬と以て算する程の景況なり然れど
 も收繭の豊肥如何の未知る可らず右の如くつれも創起の事業なれ
 と勉て詳況と搜索し重て報道する所あるへし

○ 安濃郡勸業通信委員報

麥 雹霰及暴風の災害を被ふりしも客月廿日頃より氣候温和と
 復し大よ回勢す就中客年旱害と被ふりたる田面も播種せしもの
 と概して豊作を得たり依りて前年お此し平均凡二割を増加すへ
 し而して六月初旬頃より全三十日頃も刈收を終れり
 挿秧 六月上旬より始め下旬も終れり
 蠶兒 發生以來強壯ありて六月上旬より下旬まで全く成繭す
 漁事 本年の甚漁獲少く沿海村浦までと大よ憂ひしか六月一日
 以來弱及大敷漁等續々あり
 寒暖計 六月中正午五十九度より八十度の間と昇降す
 ○ 仁多郡農絲原權造報
 事 試驗係
 稻 植付后氣候不順なるか故に生長遅緩ありて出来立細小なり
 加ふるも所々泥虫發生して多少の害と爲す等より平年と比す
 れと成育宜からず

大庭 播種以後氣候不順成長充分ならされども莖幹小直且虫害なく目今の景状よて中作の見込なり
 藍 播種後氣候の不順にも拘らず相應に繁茂し且虫害なく
 天蠶 本年の印度種为天蠶と飼養するもの多し然れども養法の未熟なると氣候の不順なる由りて十中八九の失敗せり
 氣候 小暑より大暑に至る華氏寒暖計八十二三度より八十六七度の間を昇降せり
 ○ 鹿足郡勸業通信委員報
 春蠶 不作よて昨年に比し凡二割と減したるか如し生絲と坐繰五粒附上等二圓七拾錢許よして桑葉と平均四錢五厘許なりし生絲共進會 津和野市中有志輩例年の如く七月廿四日より廿八日まで森村お於て該共進會を開設したり出品と三十種許お及び糸の繰方仕立方等客年よ比すれと多少の進歩と視る不日褒賞授與式と執行する由

夏蠶 も亦上作よあらずといふ
 稻作 初降雨陰鬱煩熱蒸すか如くなりけれの種々の癖と生せり然れども此の頃お至り天氣好良毛上大よ挽回せるも間々萎黄病あり殊よ客年旱害に罹りし田面の大概此の病ありと云ふ又郡内各所螟虫の害を被ふるものあり寺田、商人、溪、柳の四ヶ村の其の害多く寺田村よ凡一段歩と四割商人村よ拾坪許の殆枯損柳村よ一畝歩溪村よ二畝歩と各三割の害あり依りて驅除法を懇示したり
 ○ 美濃郡勸業通信委員報
 大麻、楮、檀 春來氣候好く即今の模様よてこのつれも十分の出来立なり
 稻作 七月上旬頃「サチモリ」虫言發生の村々あり直よ驅除火と焼炬驅るなりとよ從事せし際恰好し兩三回の驟雨ありて洗除し幸よ害と被ふるよ至らざりし其の後萎黄病を發し遠田村の如き其の甚きものなり概況左の如し

稲作付総段別凡百廿九町歩

内五十一町六段歩「イモチ」「ナカサ」等被害場所

内譯

七町七段七畝歩

早稻仕付の分

内三町九段歩

被害場所

八拾町歩

中稻仕付の分

内三十四町三段歩

被害場所

三拾八町二段三畝歩

晚稻仕付の分

内十三町四段歩

被害場所

右「イモチ」「ナカサ」の起原の種々あるへいと雖該村の如きの客年早害よて土地十分お乾固し秧苗之枯死し土中の肥料存在せしお本年又肥料を施し乾土と碎き挿秧せしなれど田土の恰壁土の如く爲ふ土中の蒸發氣と閉塞し外氣亦滲透すること能はず遂に此よ至りしもの歟試に石灰と撒布せしも效更になし

米價 上中下平均五圓三十錢許なり

○仁多郡横田町第十三回農談會筆記

幹事長(岡崎健藏)某地方よ於ての水田へ鯉魚を飼養し以て其の利と收む而して之を飼養するときは一と田中の虫類と喰盡して害と除き一の稻根を輕搖して苗勢と健固ならしむる等大に益ありといふ然るも或人の曰く水田へ鯉魚と放つて害ありて利なし何となれど田中の養料と喰ふか故に苗勢衰頽し終よ收穫を減すれとなりよ二説孰か確實なりや利害得失を問ふ
十七番(絲原猪太郎)水田よて鯉魚と飼養せんと欲せよ必水を充分よ貯へざる可らず然るときは草取手入の妨となり且太陽の温氣透入すること少く隨ひて土壤の融和を妨げ秋收の量と減せしむるものとする
七番(武藤兵衛六)余の年々水田よて鯉魚を飼養せり然るも之かため未稻の收穫と穫少したることなし

十六番(眞田榮四郎)十七番の説の如く水田へ養水を貯ふること固より度あり若し養鯉のためは過度の水を貯ふるときは稻の勢分を耗し收穫充全ならず

廿番(三島啓造)年來實驗して其の得失を考ふるは一窪の田は廿尾乃至三十尾の小鯉を飼養するに敢て害なけれども數多飼養するときには必田中の養料物と喰ひ稻苗の衰頽と來すへし故は之を飼養せんと欲せしより適度と量り以て害と被ふらざる様なすへし

廿二番(安部傳四郎)十七番及十六番の説と同感なり

廿三番(春田德藏)余熟考ふるは水田養鯉の事たる多くの手數と資力とを要せず農業の餘利定まらざると云ふべし然れども利害相伴ふの數の免れざる所にして即前數説の起る由縁なり併之と下田の飼養すれば收穫を減し得る處失ふ處を償ふと雖轉じて肥分多き上田所謂稻の出來過ぐる田にて飼養するときは其の餘れる肥分を喰奪せらるゝが故に却りて稻苗の養料宜きも適ひ彼此兩全

の結果を得るや必せり之に依りて之を觀れば地味の善惡と肥料の過不及と量り以て飼養せんこと肝要なり

(幹事長)某地方は於ては水田の二番草を採るときは至輕の中打鉞を以て苗間を掻攪す之と本郡を行ふの利害得失如何

廿三番(既)苗を挿植し二番草を抜採るときは至輕の中打鉞を以て苗株の間を掻くは他ならぬ宛畑地は於て麥間と打つと同理にして土壤と和らげ苗根として自在に延長し易からしめんが爲なり斯くすれば充分養料を吸収して勢力を増し多量の收穫を得然れども間誤りて其の根を切斷することあり宜く注意すへきなり

二番(渡部徳兵衛)廿三番と同感なり

(幹事長)今や菜類播種の季は方り豫め害虫の防禦と爲さる可らず其法ありや

十五番(堀江伊之助)害虫の種類多くして撲指し追あらずと雖就中害の最多き金龜子なり之を防禦するは春雪稍消ぬるとき畑地一

面は葉と敷き暖和の候と待つへい時已み暖和の候お至れ之地中
 へ潜伏したる虫盡く葉下へ集るものなり此の時周圍より火と放
 ちて藁と焚けり十の八九は焼死するなり
 十二番白根村金龜子を豫防するより冬季蔬菜を採取りたる後直ふ
 穀皮と畑の處々へ一二升の積置くとき該虫寒氣と避けんと
 急ふ穀皮の中へ羣集す之を掻取り火中へ投りて焼殺すへい若し期
 節と誤るときと盡く地中に潜伏して容易に捕殺すへい若し如此
 場合お至りては十五番説の如くなすへい
 (十七番)金龜子と防くは前説の如くして可なり而して「セカガ」虫「ア
 マ」虫と防くより尿水一荷より石炭油三合と和し虫の羣集せる處
 に灌注すへい虫之立ところより死し或は盡く去りて再來らす但如
 此するも決して植物の害よとならぬなり

左の一編之山形縣最上郡長朝比奈泰吉氏か其の縣廳に上申

せしものなりとて全縣勸業月報に載録せられたり今其の全
 文を抜記して讀者に示さんとす

挿木問答

夫れ山林植樹の社會に要用なるは論と俟たす今にして之と忽諸
 にすれば數十年の後言ふへわらざるの困難に至るは昭々として
 懸鏡見る如し泰吉赴任爾來縷々説示に及びたる通にして當最上
 郡は植樹適當の地位なれば本郡第一の急務と思考せり然るに曩
 に各村に於ても奮ひて植樹の方と興し已に檜苗七十一萬本余と
 當春より植付の儀願出たり泰吉に於ても欣悦に堪へざるなり抑
 郡下土地の廣濶なる各村に對しては七十餘萬本の植樹は誠に些
 少にして未満足の點に至らす然りと雖今一時に苗木と四方に求
 ひるも又貧民の資力に堪ゆる處にあらざるは豫て思想する處な
 れとも若此の機と失し荏苒經過せば貧なる者は益々貧し是何の時
 か樹木繁殖の道なからんと深く痛歎の至なり嘗て聞く鹿兒島縣

に於て年來杉樹の挿木法ありて到る處山林蕃盛なりと又方今に至り諸縣に於ても此の方法逐時普及して其の效ありしやに聞く依りて當郡に於ても右杉の挿木法を用ひて當春より適宜の地に於て各自盡力奮發して挿植せば幾歲ならずして山野林立繁茂蔚蒼の美を見るに至らん故に今般拙者より折田縣令に挿木法の傳授と請ひしに縣令に於ても拙者か山林蕃殖の目的を深く嘉納せられ且人民の鴻益と厚く洞察され特に該法は老練なる新原七等屬と派遣せしめられたり依りて本日各々と召集する所以なり各は於ても一の縣令の厚志と謝し次ハ拙者か微志と翼賛せられ各自の幸福と後年に得んことを謀り各遺す所なく質問し右杉木挿植法と傳習し各自歸村の上期節に至り各自着手するは勿論村内有志者に付き汎く教授し盛ん挿植あらんことと希望す

第一挿木の季節は如何

答 鹿兒島地方に於て舊曆十二月中は伐採し正月お至り挿

木に掛るを方とす當地方は寒地なれば消雪の候と待ちて挿付るを好とす

第二 杉に老若あり其の何れと可とするや
答 親木は十二三年より三十年までの若木にして天光の陽氣と受け最壯康なる枝木を見立へし

第三 挿木伐取の仕様如何
答 初二三年のものにして其の三年生の枝五六分乃至一寸とかけ伐取り成るべく眞直の枝と見立へし其の季節は芽出しの含まさる前に則當最上郡本年は四月一日より全十日頃迄の内伐集然るへし

第四 挿枝拵様及取扱様如何
答 前に述べたる通三年生五六分乃至一寸をかけたる杉枝と元五六寸の間小枝と去り
拵と好元と斜に伐り殺き皮のたくれさる様致すへし其

拵と好元と斜に伐り殺き皮のたくれさる様致すへし其

の取扱方は五十本乃至百本と一束となす元を揃ひ中繩
よて是を結び直に水に濡し置くへし其の水漬の時間は
凡二週間なるへしと雖右以上に濡し置くも決して妨げ
ない

但元五六寸と水に濡し水は成るへく流水水清と好とす
然れとも水田に濡し置くも妨げない

第五

答

挿場は如何なる土地と好とするや
山の低地又は卑濕にあらざる土地にして稍濕氣と含を
好とす然れとも卑濕にして樹木生育せざる程の地又は
水溜せる程の濕地は悪きものとす

第六

答

挿場は前方に刈拂置くへきや
小柴草蔓刈拂ひたる場所又は焼拂ひたる場所には最好
しと雖多分の挿木と要するときは手数と省ん爲挿木に
障らざる様小柴草蔓の類のみ刈拂ふも妨げない

第七

答

挿穴の明け様は如何
鉄棒或は木棒にを以て七八寸の穴とあけそれに下枝の
一二枝をかゝる迄かゝる程迄差込み尤風雨のため挿木
の動かざる様注意すへし

第八

答

挿木の何程の距離を致すへきや
凡四尺四方を定法とす

第九

答

挿後の保護法如何
初年より三ヶ年間で下草と刈取挿木成育の障ふならざる
様致すへし追々成長し随ひ根刈と止むると適宜たるへ
し初年より十五年乃至二十年に至れど樹木繁茂盛木溢
滞するに據り一本置或は二本置拔伐すへし
但樹木の枝と伐落すと甚悪しとす落葉枝は天然に任
すへし

第十

挿木ハ一日一名よて何程挿むと定法とするや

答 土地の便否、輸易を據ると雖善良の地なれど大略左の如

枝伐取並に拵ひ共 凡二百本

捕木 凡一千本

但穴明人及挿人之あるとき二人にて二千本位之
出來るものとす

○成繭解舒法(官報)馬縣報告

印度産柞蠶は近年各地に於て飼育者多しと雖成繭解舒の困難なる一日繰絲の量僅々二十匁を過ぎず故は是迄各府縣に於て種々試験を行ひ其の結果は日本農會報告其他に記載あるを以て本縣に於ても其の方法を基き實施したれども其の方法たる多くは煮水と藥品と配伍するものなるを以て却りて絲質と軟和し爲る繭絲と困難ならしめ未充分の好果を得ざりし然るに管下新田郡阿佐美村農叔山久平なる者原來數拾町歩の山林と所有し去る明

治十五年より柞蠶飼養に従事し爾來年々拾万粒餘の繭を收穫し之を種繭として四方に販賣し隨ひて頗其の繰絲法に苦慮し種々試験の末今回解舒の簡易法を發明せり其の試験法左の如し
一株繭を木葉小枝に附着せし儘採集し清水にて煮ること凡二時間にして小枝を取り徐々に振ふときは之より絲縷を得之を更に白湯に投入繰絲すること桑繭に同く解舒も殆桑繭と異なることなり
一繰絲の量は上等工女なれば一日十時間就業し繭四升乃至五升
一繭解舒の難易は第一煮加減の適度を得るに在り故は先繭質の厚薄と選擇し之と煮る方より一鍋一齊なるを要す而して古繭の上等品なれば二時間と適度とす下等繭及新繭は其の品等と據り適宜時間と減縮すべし
○葛蔓芋の製造(徳島縣勸業報告)

福岡縣下筑前國夜総郡の地方にて葛蔓を以て芋と製造すると毎年五月より七月の際にて其の方法の先其の葛蔓を刈採り凡長さ五尺餘を切斷し且二折にて其の中央を括り之を釜に盛りて蒸すこと一時間を経て取揚げ而して又皮を剥き之を日光に乾燥せしめ又水を釜に投入し是を浸して扱くものなり然るときは表皮粗悪の部分と全く除却せられ精皮のみを存す之を竹竿に掛けて再日光に乾燥し後紡績の手續を遂げて絲車にて精製すといふ聞く所より依れり此の製芋捻絲拾貫匁賣買代價凡拾五圓八拾四錢内外なりと

○煙草の作法 (全上)

鹿兒島縣煙草の栽培法は曰く肥料は油粕を以て需用なりとする各地何れも同様にて實は煙草の特效肥料といふべきなりゆへに早く油粕の肥料を用ふれば病の將を發せんとするを鎮靜すべく病みて將を枯んとするもの治活すべし又曰く多く油粕を用

ふれり瘠地にも亦名葉を生し若し油粕を吝むるときは名所にも亦下品と産すべしと
 梅雨最多くして且久しければ苗葉腐りて根も亦傷むこと多し此の時よりよろしく朝露の未だ散落せざるを先ちて藁灰を撒布すべし然るときは其の患を免るものなりとの説あり又この患を防ぐべし肥後の地方にては煤或は煤藁を施し備中の地方にては蕎麥の葉芽を肥料とすといふ
 陸前國遠田郡の某の菅浦及交と水に漬けおき蓋薇花と忍冬花と混合し又別は百合花杉并は松の嫩葉と細割したるものと麻子の煎して摺りのふし他の焼酎粕と水にて解きたるものと加入して煙草作の調和肥料となりたりしは葉色香味共は良しきを得たり露國メルクヤン村民が培養の方法は煙草の種實を之を袋に入れ毎朝温湯を注ぎて數日気温の中或は暖電の上を載せおきて後萌芽の期を待ちて蒔付くるなりと又其の花蕾の如きもの之皆之を撮

除して尙再生するもの、更ニ撤除と怠らざると、其とす殊ニ其の香の馥郁フルフルなると培養の如何ニ關するか故ニ淡煙の煙草と喫せんと欲せと其の末葉二枚と花と共に採取し而して全葉刈取の時に至りて之と混合すへといふ

○家禽コレラの豫防
家禽コレラ病より生ずる損失ハ一州毎年數百弗より廿萬弗の間ニ在り北米合衆國全体ニ取りて之千萬弗より多からざるへいと雖或ハ毎年一千五百萬乃至二千萬弗ニ昇るやも知るへからず此の病芽ハ消食器より組織内ニ入る大低食料と一緒に入るなり或ハ病禽の排泄物の爲傳染淋漫リンマンハ或ハ死禽の皮肉等より感染し或ハ之ニ感染する小鳥の爲ニ傳及す若飼養場も放遊場も此の病芽と缺くときと絶て家禽感染の虞あるへからず近隣コレラを發することあれば飼禽主と好く羣禽と檢閲して病者あれば直之と取除くへし而して飼養家屋も屋床も水ハ「ガロン」ニ硫酸ハ「オ

ンス」を混和せる豫防劑と以て洗滌すへし感染してより久きを経たる家屋にハ此の劑を撒きて悉く屋材と飽充せしめ又床地をも然すへし其の費用ハ頗少小なるものなり

○甘藍蟲

華氏百三十度の熱湯と甘藍ニ澆きて能く其の蟲と塵すの功あり此の湯と蒸露ニ入るときハ滾沸し居るも蒸露より之を澆き出すときと冷下して甘藍葉上ニ落るなり若此かため外部の葉爛るゝことあるも甘藍ハ心より生長するものなれと左程の害なしとす

○殺虫用石油及石鹼

從來農務省搆内地ニ於て樹木、植物と惱ます昆虫を塵殺するニ石油と以てすれハ如何の試験を屢營めり往者ハ石油と暫時の間除澄乳スクリムたる殘液リキッドと振盪して濃汁と爲し清水と以て之と稀釋して其の用ニ供せしハ近來の試験ニて通常の棒石鹼も鯨油石鹼も

此の石油濃汁と製するに用ふ可きことと知れり左の處方と樹園
丁も花園丁も用ひて贏利あり

石油ニ「ガロン」

通常石鹼又と鯨油石鹼半磅

水一「ガロン」

石鹼と鎔し其の熱沸せるものと石油と澆き此の混和物と力壓唧
筒と「スプレ」、ノズルを用ひて五分乃至十分間振攪すへし振攪充
分なるときは澄乳様の物と成す此の物冷却すれど濃厚と爲り油
相なくして玻璃面を粘着す施用するよと先此の物の一分と冷水
九分と混すへし上は掲けたる處方の乳様物三「ガロン」を生す万之
と稀釋すれり洗滌物三十「ガロン」を生するなり石油の分量の上の
處方お記するよりも増加するも必危険ならず害虫の類よりて
の或の之より強烈なるものを要することあり
博士「ハバード」氏の上の處方と創めたる人なるが宜く製造し宜く

稀釋したる石油は其の醫功殆完全にして節虫と殲すには他の殺
虫劑より效驗あり且凡草木の皮膚内に入りて害虫を殺すほと
他の藥劑が草木に及ぼす害よりも此の劑の害たるや微なりとす
此の洗滌劑の稀釋したるもの「一」ガロン一錢五厘可りより多か
らす盛殺の功と全うするには巨樹にすら十錢より以上と費せば
則足れり

○家禽の糞

博士「ヅルカ」君は英國王黨農事協會の農藝化學家なり家禽の糞よ
就きて言ふて曰家禽の糞と應用するに最廉最良の法は之を乾燥
草木灰等と混して堆積糞と爲すに在り此の般の乾燥せる土質物
の二倍の量と混和するときは直に随分乾燥せる粉狀の物となり
容易に漫撒すべく又播種機もて蒔くへし且庭園の蔬菜に施して
好し蕪菁、胡蘿蔔、黍菜の如き需根作物にの之と粉壺し過燐酸石灰
の同量と混して「一」エーカ「五百」磅の割もて種子と與に播すへし余

の判定に據れば此れと土質物と混して堆積糞と爲すに決して生石灰と雜ふ可らず何となれに生石灰は安母尼亞と遊離するを以て多くと飛散し去るへければなり之を反してこれと煙煤と混するときは只害なきのみならず更に益ありとす煙煤なきときは次の良法とも云ふべきに聖土を焼き別に少量の過燐酸石灰と夾入すへし然るときに燐酸中の遊離酸は能く安母尼亞の遊離を抑制するなり燒聖二分と過燐酸石灰一分と混し置くと生鮮なる離糞と合して其の利多の水分を吸収するの用と爲す以て容易に其れとして乾涸鬆放ならしむるなり此の燒聖と燐灰の混和物一分と三分の生糞と和し數日間庇蔭して一二度攪拌上下し後之を莖過するときは「エーカ」六百乃至八百磅の割合て施して頗る偉効ある物質となるなり

○家畜糞用法如何

某貴顯の一園丁「マーク、レイン、エックス、ブルス」誌に書きて寄せて曰

糞を園庭に用ふるは尋常の肥料と混して土中へ埋むるより之を表肥と爲すは如かず此の法を農場に施すも量額の鉅ならざる以上の大差違なし若し用量瑣小なるときは之を陳樽カニヤに入れ水を澆きて樽内へ充つるを以て最儉の法とす一周の間時々振盪すれば其の後直に其の用に供すへし春夏の際作物生長しなからも其の生長強速ならざる時を以て此の物「メック」ハ三十「ガロン」の水と混するは足る斯く製するときは世に復之より好き肥料ありやと疑はるゝのかりなり其の操作疾速にして功能も極めて較著なるか尤葡萄、果樹、灌木、蔬、花樹、花草等の肥培と要するものを用ひて善し

以上四件ハ「ニュー、イギリス、グラウンド、フー、マ」新聞より鈔譯せしものにして研農會の報告を見たり抄録して讀者に示す

○蠶蛆豫防法(官報 農商務省報告)

蛆害を豫防するに養蠶家の急務なるか之を施すの法は先其の發

育慣習を詳にするに在り古來養蠶家の之を以て大患と爲さるる
 よいあらざるも養蠶は伴ふ固有の害毒の如く看做し或は蠶蛾變
 して蛆と化し或は蒼蠅之を蠶は産附するなりと想像するのみよ
 て其の發育及慣習を精究し之か豫防法を發見するものあるを聞
 かす曩は内務省舊勸業寮に於て七等出仕佐々木長淳三ヶ年の歳
 月を費して蛆の因由を研究するあり今回駒場農學校助教佐々木
 忠次郎之か試験を爲し其の發生棲息の狀況を發見するあり因り
 て今忠次郎の考案したる豫防法と佐々木長淳の考査せし豫防法
 とを斟酌し以て養蠶家の参考と供す

第一蠶兒の寄生蛆を豫防するに固より桑葉を精査し其の裏
 面は蠶卵の産附せざるものと與ふれは寄生するの憂なしと雖
 實際之を施行すること能はず要するは蠶をして卵子を桑葉に
 産附せさらしむるより他は策なかるへし因りて思ふは始め桑
 を植うるるとき各株の間相密接せざる様注意し専ら空氣の流通を

宜くすへし

第二蠶兒と飼ふは濕地の桑を以てすれは蛆害多く乾地の桑を
 以てすれは蛆害少き所以のものに産卵せんとするの蠶は自濕
 地を好みて乾地を好まざるの特性あるは由れり其の好まざる
 所以のものに卵子を乾燥地は産付すれは自乾燥して死し易く
 濕氣を受くれは發育し易きと以てなり故に桑の陰鬱なる場所
 に植うへからず又森林雜草の間は雜植すへからず又池溝の邊
 に植うへからず專ら高燥の地又は大河急流の近邊にして砂礫多
 く或は四面廣豁にして風の流通宜しき土地と最善しとす
 第三桑を蠶兒と與へんとする時ハ桑園の片隅より切取らずし
 て毎株兩三條を切取り枝條の繁茂せざる様注意すへし蓋一株
 を三四回も切採れは空氣の流通自宜く蠶の卵子を産付するこ
 と少かるへし又早桑晚桑の二株と選み之を一畦つゝ相交へて
 植付け蠶兒發生の期に至れは先早桑より切採り隨ひて晚桑に

及せの桑樹の間空氣の流通宜く蠅の卵子を産付すること抄か
るへし

第四蠶兒は幼桑の葉を與ふれは蛆を寄生すること抄く老桑の
葉若くの肥料に乏しき桑葉を與ふれは蛆を寄生すること多し
然る所以のものハ桑の盛衰は關することおれはなり蓋幼桑の
枝條の皆能く成長し毎結節(結節とい條の葉を生ずる所を云ふ)
の間舒暢して葉々相隔り能く大氣は觸れ稍乾燥するを以て蠅
の之は産卵するを好まず縦令産卵するも乾燥の爲は生氣を失
するに至る又老桑の土中より養液を吸收するの力自乏しく且
爲は衰弱して枝條を生ずるも結節の間相近く桑葉密接して空
氣の流通隨ひて惡し又日光を遮ること多く産卵は適するを以
て蛆害多しとす故は老木の可成之を伐除き更は植うるは幼桑
を以てすへし又蠶を飼育したる後更は萌出したる桑葉はて夏
蠶を飼育する時の翌年に至りて桑樹衰弱するを以て蠅の産卵

は適す依りて夏蠶は勿論秋蠶と雖之を養ふことなきに如か
す

第五蠶兒四眠前後及繭を營まんとする時「フシタカ」「ウミヨ」若く
は「ヂヂイ」に類似せるものあるは大約蛆の寄生は因るものなれ
は蓋之を採集めて器物に入れ灰水或は鹽水を灌ぎ蠶と共に殺
すへし若之を地上は放棄することおらるは翌年に至りて蠅は化
し産卵するの患あり

第六五六月の頃に至れば蠅は桑園若くは其の近傍の濕地は飛
遊し或は桑葉は宿するものなり目撃するは隨ひ宜く之を捕殺
すへし蓋一疋の雌蠅は卵子六千顆以上は産出するものなり
第七「クハコ」等も同種の蛆を寄生することあり(他蟲も必寄
生すること許多あるへし)故は仮令蠶兒蠶蛹の蛆は殺盡すも之
を以て他の蛆害を防禦すること能はざる可し依りて「クハコ」は
勿論其の他刺毛類は寄生するものを見れば直は之を捕殺するを

緊要とす

第八蠶兒と飼育するに際し屢蠶籠と掃除清潔よし蠶矢と取棄て切に注意して之を乾燥すれば蛆害自抄かるへし

○牝雞産卵法

牝雞をして毎日産卵せしむるに凡親雞一羽に與ふる食物の日平均米一合位の割合よせざるへからず且三四日毎に焼き乾したる小魚等を與へて充分に肥すへし然すれば卵と産むこと大概八九顆乃至十二三顆を得へし而して其の終に卵殼の細き方は細き粟粒の如きふつくあると生するものなり斯の如き卵と産むに至るときは最早産仕舞ふと推察し其の頃に至る前は獸肉若くは鳥肉を大概豆の大きさ程よして一羽に就き二粒位つゝ二日程も與ふへし決して多く與ふへからず多く與ふるときは狂雞となる然るときは一兩日も産卵と休めて復産み始むる者なり

○雜件

○縣下出雲國仁多郡大谷村絲原權造石見國安濃郡川合村岩谷九十老の兩人は積年志を殖産興益の事と傾け成績著明の廉と以て今回褒賞を賜りたり褒賞之記は左の如し

日本帝國褒賞之記

島根縣下出雲國仁多郡大谷村

絲原權造

○平素徳誼篤く多年開墾修路興學救荒等盡力し就中心に農事改良に用ひ或は農桑試驗場ヲ設ケ以テ苗種ヲ選擇し其種ヲ郡内に播施し或は之カ展觀場ヲ開キ郡民ヲ勤獎し用意周到爲メに閩郡ノ公益ヲ興スニ至ル其成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

日本帝國褒章之記

島根縣下石見國安濃郡川合村

岩谷九十老

平素與益ノ志厚ク多力ヲ殖産ニ用ヒ就中明治初年ノ頃蠶桑ノ裨益ヲ覺リ率先桑樹ヲ試植シ苗種ヲ村民ニ分施シ養蠶製絲ノ業ヲ傳習セシメ爲メ今日蠶絲ノ盛ヲ見ルニ至ル其他捐金シテ貧究ヲ賑恤シ灌溉ヲ疏通スル等其成績著明ナリトス依テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

○仁多大原郡役所ニ於テハ郡役所と各町村役場との間ニ勸業通信規則を設けし旨該郡長より届出たり依りて之を左に掲ぐ

勸業通信規則

第一條勸業ニ關スル事件ハ本則ニ依リ郡役所へ通信スヘシ
 第二條通信ヲ分テ月報臨時報ノ二種トス 第三條月報トハ每一月ノ事實ヲ束テ其月滿日限報スルモノヲ云フ其概目左ノ如シ
 一 農産物ノ景况 二 開墾牧畜ノ景况 三 養蠶製絲ノ景况 四 水産

物ノ景况 五 造林殖樹ノ景况 六 工業ノ景况 七 製産物ノ景况 八 商業及ヒ市場ノ景况 九 物價高低ノ景况 十 金融ノ景况 十一 物貨輸出入ノ景况 十二 有功者(古今ノ人)ノ問ハス又ハ篤志者並ニ事蹟及履歴 十三 發明及ヒ改良ノ成績 十四 會社協會組合等ノ景况及ヒ其規約書 十五 集談會ノ景况及ヒ談話ノ要旨 十六 著述報告書等ノ題名及ヒ其要旨 十七 農事試驗係試驗物ノ景况 第四條臨時報トハ事ノ重大又ハ急劇ニ係ルモノヲ云フ其概目左ノ如シ 一 天災地變 二 虫害 三 家畜傳染病 四 物價劇動 第五條通信上物質形狀等文辭ニ盡シ難キモノハ圖書寫真離形若クハ見本等ヲ添ヘ數量比例歩合等ニ係ルモノハ表ヲ附スヘシ 第六條通信ハ成ヘシ平易ノ文字ヲ用ヒ物名數量歩合等ニシテ地方慣用ノ稱呼アルモノ及ヒ方言等ハ解説ヲ加フヘシ 第七條勸業上質問ヲ要スル事件アレハ其事由ヲ詳記シテ郡役所へ質問スヘシ

○隱岐國海士郡に於て勸業委員を設置し左の撰舉規則及處務順序を定めたり

勸業委員撰舉規則

第一條 勸業委員撰舉ノ區域ハ本郡中各役場聯合スヘキヲ
 第二條 勸業委員ハ六人ヲ以テ定員トス
 第三條 該員ハ俸給ナシ尤會日ハ日當ヲ協議費ヨリ支給スヘキヲ(但日當ハ一日金五十錢トス)
 第四條 勸業委員トナルヘキ者ハ滿廿五年以上ノ男子ニシテ本郡内本籍住居ヲ定メ其村内ニ於テ相當農工商事ニ慣レ且財産アリ者ニ限ルヘシ
 第五條 勸業委員ヲ撰舉スルハ聯合村會議員ニ限ルヘシ
 第六條 撰舉投票ハ當日其豫定ノ場所ニ於テ戸長之ヲ担當シ投票會中ノ取締ヲナス
 第七條 投票終ルノ後戸長ハ撰舉人ノ中二名ヲ撰ミ披封セシメ當撰人ノ當否ヲ查シ若第四條ニ定メタル法ニ不適當ナル者ト認メタル時ハ順次投票ノ多數ヲ得タル者ヲ取ル
 第八條 當撰者ヲ查定スルノ後戸長ハ其族籍氏名ヲ

郡長ニ報告シ郡長ヨリ當撰狀ヲ交付スルハ當撰者受書ヲ差出スヘシ

勸業委員處務手續

第一條 農商工事ノ開進ヲ計畫シ及ヒ勸業上縣令郡長ヨリ指揮アル所ノ事務又ハ戸長ヨリ協議ノ事務ヲ處辨スル爲メ毎月十五日其事務所へ出勤スヘキヲ
 第二條 該委員中幹事一名ヲ撰ミ公用文書及出納ノ事ヲ處掌セシムヘキヲ
 第三條 縣令郡長ヨリ指揮アルキ又ハ戸長ヨリ協議アルキ其他臨時集談ヲ要スルキハ幹事ヨリ各員へ通知スヘキヲ
 ○石見國邑智郡川本村よてハ有志者集合し毎年二回開會諸般の利害得失を研究し將來産業の隆盛を圖るといふ今回全回幹事總代丸久太郎より規則を添へ届出たり該會ハ起産協會と稱せり
 ○害虫の驅除ハ常に農家の困苦する所にして彼の藥水又ハ油杯を用ひて驅除せんとするも既に發生蔓延の日に於てハ容易く效

を奏せざるのみならず或の費用を要するかため動すれハ抛擲して害を後年に遺すもの少からず素より出属によりて自異なるどころあれハ一概に言ひ難けれども成るべくハ煩勞を吝まず捕殺するに如くハなし本年石見國邇摩郡上村に椿象發生し漸々瀰蔓の模様あり種々の驅除法を施すも效なし因りて協議の上該村勸業費を以て虫を买入るゝと決し老幼男女を集め拾取る着手せしか二日間と拾ひたる虫ハ六升餘めて其の買入代價ハ一合と付三錢又ハ四錢なりといふ當務者の用意至れりと云ふへし

○石見國鹿足郡津和野と於て山田正英等發起生絲共進會を五日間全地と開けり但該會ハ費用等の都合もあれハ別に規則を設くる等のことをせず出品するものあれハ飼養の日數桑の量虫の名絲の留り目方粒付の多少用水の地名等を聞き取りて書面となし觀客の参考と供へ審査も養法及産額を論せず一ハ絲質の精粗を判別し相當の賞與をなすのみとて偏り製絲の改良を簡便と促す

の趣超なり尤手取絲ハ出品を許さざればとも座操絲とも勝るべき品の之を許せり又出品ハ相當代價を以て該會へ買入るゝ等なり

○こゝと録する一條ハ日耳曼織物の近況と題し日本蠶絲協會報告と掲げあるを抜抄して實業家の参考と供するものなりさて日耳曼の各織絹場ハ皆内國用並ハ輸出用品と織製すること頗盛大ハして佛國及瑞西と競争せり現に該業の行ハるゝ各地に在る技術學校ハ極めて其の裨益あるの証を示せり而して該業日新進歩の直接の大原因たる右學校の模様報告のため此の程里昂商法會議所より數名の委員を各地に派出したり

日耳曼織物の景況ハ獨絹織物と止らず大に將來と望と屬すへき狀勢ありと雖仍其の方法を修正する所なくんハ充分に之と發達し適當の地位と占ることと得ざるへし如何となれハ現今と於けるか如く製造人等ハ其の有限の資金を以て工場器具及製造原料の費ハ使用せざるへからざるのみならず其の製造の品の之と信

用貸にて賣渡し殆ど銀行同様の有様にて決して進歩となすこと
 覺束なり加之製造人と專其の長所の事業のみを守らす類似の業
 と何事よりす之を營み兎角本業外に馳るの弊ありて今日之幾
 尺幾量の白金巾を織れり明日之又其の機械を轉用して錦綉若く
 と他の物と織る杯彼れも此れも共々堅質のものとして製出すること
 能はざるなり
 且又製造人と大抵同時は織工、染工、及仕上師の職を兼行し而して
 其の製造品の信用貸にて賣渡すにより製造用の原料も亦信用借
 みて買入れざるへからず是は仕入費を増すに等し又銀行に倚
 りて金融と謀是と出來上りたる製造物の價額を増すへらざる
 へからざるに至る
 若日耳曼の織物業に於て諸工各其の長所の業に従事することと
 定め紡工と只線糸を紡き染工は專其の本業と事として製造人の單
 に一品と造るときは各工皆現今の振合に於るよりも多分の仕事

となすに至るべきこと明瞭なり
 問屋の業は内外商品の諸注文と集り各自の長所と擇ひて夫々製
 造人と使用するに在り其の質銀支拂の方法を言へは紡工は現品
 引替にて製造人より代金と受取り製造人は製品の代金と毎週に
 受取り染工及仕上師も即金にて問屋よりの注文ものを仕遂げ又
 問屋は買手と對し代金と立替へ買手と於ては其の物貨を他へ賣
 捌き或は船積する場合に至る以前問屋にて其の物貨の出來上り
 までに盡したる諸手數並に立替へたる出金と對して相當の報酬
 を問屋に拂ふことなり
 專一物を作り代金引替にて製品を賣渡すとき製造人の銀行融
 通の便を要せず又己の要する製造用原料を即金にて購買すれば
 較廉價にて之と入手するを得又各自の長所を守りて心力と一方
 にお歸し決して他望せされり其の製造高を増し隨ひて良品と愈廉
 價と賣渡すことと得へり

英國の商業の勞作と資本と分業して一と專工工作を從事し一と專資金を投するに依り規模甚盛大を致せり此の兩者互に結合して働となすにより世界の各市場の多少之かためお制せらる面して兩者結合の利益あるを毫も競争の力と害せずして高賃と勞作人お拂ひ得るの實地景況を就て明知するに足るへし

○頃日醬油味噌の追々海外に輸出すへき歸向ありしか尙開く所と據れど日本醬油の精選したる品の大に歐米人の口腹に適すと云へり元來本品の輸出と初めたるものと東京濱町の醬油會社お一昨年杯と隨分數多く輸出せしと云ふか同年の末に至りて濱の商人串田氏と溜り醬油の極上等品と見本として少々輸出し昨年と更に樽入よりして船澤山の見本を送りたる處其の甲斐ありて本年お至り陸續注文おれり過日來全氏と該品と輸出せし由然るに今商標條例の布告もありしお付全氏に此の商標と願出て一層盛に販路を擴めんと計畫中なりとそ偕又外國へ輸出する醬油

の其の種類も多數あることなるか醬油會社より輸出する品と通常の上等品と申田氏の溜り醬油の上なりと又千葉縣下々總國東葛飾郡流山村の從來味噌と製造して之を各地へ賣捌きしか昨年の春以來支那にて日本製の味噌と食用お供する趣にて追々輸出高も嵩みたるより今般同地有志者の發起にて清國人五名と組合金廿万圓の資本を備へ府下本所林町三丁目お味噌製造所と設立し盛に之を製造し專清國へ輸出する都合なるより尤清國の味噌と稱するもの納豆の類にて本邦製と異なるを經濟雜誌に見たり

○さて油斷になりませぬ日進の業を恐るべきものであります我國の機屋さんなど少し御氣を附けなされませ此の頃米國より歸朝したる人の齎らしたる報道中お米國ニューヨーク州の機家にてお我が木綿織を摸したる機を仕掛け頃日類を織上げ中に當秋頃迄に之續々積出すとの由なるか其の縞柄なども何とも

申様なき品ありて原價を問へり一反九仙上りなりとの何と驚き入りたる事てありませんか一反の原價か米金九仙なれり之も船賃輸入税其の他の諸入費か掛るとするも桑港さんこうより横濱よこはまに至る船賃と一噸二十五弗と見積り一反の量目を百目と見れり一反の船賃と九仙又輸入税とて一反三仙内外なるへく其の他の諸入費を概算二仙とせと一反三仙にて横濱着となる割合なりされと洋銀相場と一圓九錢と一我か紙幣と直せり廿五錢七厘にて三割の利益を見るも尙三十二錢と賣捌くを得へく殊と縞柄なども何とも申されぬと云へり萬一其の中は大名西川、胡麻ガラ、小持縞、方筋等の品もありて一反三十錢位で上等品と賣出されなり新規と好むの人情と云ひ一より其の價も安けれり我國の木綿物捌け口の確と止まり皆争ひて米國産と裁するに至るへしとこれと同雜誌と見たり縣下織工かならず油斷することなかれ

○牝雞一羽の有する卵の數凡六百以上にして初一年は二十

二年目より百三十五、三年目に百十四、四年目より五六七の三年に至れり次第より二十宛と減し九年目に僅より二十と産むと通常の平均とするか故に牝雞を飼ふて利益を得んとならり四年目にて之と殺すを好しとすといふ

○七月中本課記事

- 野中景徳の本課々長と命せらる
- 留守永秀の本課當務係兼農工商係勤務を申付けられたり
- 前田厚好の依頼官林巡視人差免さる
- 松山健雄の官林巡視人申付けらる
- 等外三等出仕吉田小次郎の適摩安濃郡書記に任せらる
- 御用係槍山六三郎の依頼職務差免さる
- 山本光敏中山謙市の兩人の出張の處各歸應せり

○各郡勸業通信委員並農事試験係人名

- 通信委員

島根秋郡山本御次郎 全 島田彦
鹿意宇

飯野村 永井權十郎	中野村 鈴江泰藏	多和村 木村榮三郎	志津見村 安部善造	全野村 安部善造	大國村 安井好尙	波積本郷 多島榮三郎	長久濃村 恒松隆慶	全池田村 湯淺禮三郎	那賀村 福田藤之助	野城村 福田藤之助	全大田村 中村直三	邇摩村 下垣準之助	安濃郡 小原鉄臣	波根東村 小原鉄臣
西田村 渡利八郎治	那賀村 尾崎役	黒川村 尾崎役	長濱村 柳田桂次	波佐村 岡本重文	稻代村 柳野忠左衛門	敬川村 横田逸太郎	岡崎村 牛尾太吉	全來原村 佐々田雅好	全和木村 小川八郎	全井野村 三浦岩太郎	全淺利村 島田慎二郎	美濃郡 齊川定祐	下種濃村 齊川定祐	
美濃郡 齋藤勝廣	川本智村 丸孝正	渡全渡村 松浦登三	小田村 竹内通暢	酒谷村 福間鉄十郎	日貫村 清水文二郎	入戸村 松原末太郎	全奥山村 松浦信一郎	鹿曾野村 桑原孫次郎	全中川村 中田孝助	全中山村 岸田雅太	全七日市村 竹内安二郎	七日市村 竹内安二郎	七日市村 竹内安二郎	

四十九

能義郡 和田米太郎	全仁多郡 米田事	大原郡 中村守丘	全矢島丈三郎	全村尾亭太郎	飯石郡 高橋愛五郎	全和村太郎	出雲橋郡 森山白十郎	全森井豐之介	全原長雄	全厚東五三郎	島根郡 三代藏四郎	西持田村 三代藏四郎	波多郡 木村柳四郎
邑智郡 高橋廣江	全那賀郡 增田齡造	全美濃郡 山田永彌	全鹿足郡 中田勝治	全内村健次	全中村靜根	周吉穩地郡 吉岡俊文磨	○試驗係	秋鹿郡 福田真三郎	下佐田村 福田真三郎	下佐田村 福田真三郎	下佐田村 福田真三郎	下佐田村 福田真三郎	下佐田村 福田真三郎
意字村 安部延四郎	多縫久村 長岡豐太郎	富雲村 蔭山長太郎	廣義新町 秦莊右衛門	能義新町 秦莊右衛門	大谷郡 絲原權造	新宮村 永瀬市右衛門	上阿井村 櫻井三郎右衛門	大原郡 三原庄十郎	飯石郡 狩野半三郎	吉田町 田部長右衛門	波多郡 木村柳四郎	波多郡 木村柳四郎	波多郡 木村柳四郎

四十八

